別紙６－１

一住宅生産者当たりの補助対象戸数上限の考え方について

○木造住宅については、適用申請書の内容や住宅供給の実績等を総合的に考慮し、予算の範囲内で補助対象戸数の割り当てを行います。一住宅生産者当たりの補助対象戸数の上限は、下表のとおりとします。

補助対象	通常〔三世代同居加算の適用を受ける住宅を含む〕	特例加算措置〔三世代同居加算の適用を受ける住宅のみ〕	合計
長寿命型〔長期優良住宅〕	７戸（１４戸）	３戸（６戸）	１０戸（２０戸）
高度省エネ型〔認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅、ゼロ・エネルギー住宅〕	２戸（４戸）	１戸（２戸）	３戸（６戸）

（　）内は東日本大震災の特定被災区域及び平成 28 年熊本地震により被災した地域に存する住宅生産者の上限戸数を指します。

※高度省エネ型のうち、認定低炭素住宅と性能向上計画認定住宅については、予算枠に限りがあるため、これまで高度省エネ型の配分を受けたことのあるグループに対しては配分できない場合があります。

【補足】一住宅生産者当たりの上限戸数の計算例（長寿命型、被災地以外の例）

	通常			特例加算措置	合計
	計	うち三世代同居加算を受けない住宅	うち三世代同居加算を受ける住宅	〔三世代同居加算を受ける住宅〕	
例１　全て三世代加算適用無しの場合	７戸	７戸	０戸	０戸	７戸
例２　一部三世代加算適用無しの場合	７戸	３戸	４戸	３戸	１０戸
例３　全て三世代加算適用のみの場合	７戸	０戸	７戸	３戸	１０戸

○木造建築物については、補助を受けることのできる一事業者当たりの上限は 1,000 万円（1,000 ㎡分）とします。

「三世代同居対応住宅」の要件について

子育てしやすい環境整備を図るため、以下の条件を満たす三世代同居など複数世帯の同居に対応した新築住宅について補助額を加算します。

○調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか２つ以上を住宅内に複数箇所設置することとします。
※上記のうちいずれか２つ以上を複数箇所設置している場合であっても、間取り等について補足説明を求め、三世代同居対応住宅と認められない場合もあります。

○対象とする設備等については、原則として以下の通りとするほか、地域型住宅グリーン化事業実施支援室ウエブサイトに記載がある場合は、その取扱いに従ってください。
また、以下に該当しないもので対象となりそうなものは個別に実施支援室までお問い合わせ下さい。

（１）調理室
調理室については、以下の①～③をいずれも設置していることとします。
①給排水設備と接続されたキッチン用水栓及びキッチン用シンク
※洗面器・手洗い器は、キッチン用シンクとは判断しません。
②コンロ又は IH クッキングヒーター（ガス栓か IH クッキングヒーター専用の電気コンセントが設けられた設置スペースでも可）
③キッチン用の換気設備

（２）浴室
給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされていることとします。

（３）便所
大便器があることとします。なお、小便器が併設されていてもかまいませんが、小便器のみでは要件を満たしません。

（４）玄関
玄関扉と室内土間（土足の着脱スペース及び収納を有し、それぞれの土間の面積が概ね同等の場合に限る。）があることとします。なお、勝手口（調理室、車庫等に直接出入りするためのもの）や外側から施錠できない出入口（窓等）は対象外となります。